

財 関 第 4 3 7 号
平成31年3月30日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中 江 元 哉

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成31年4月1日（ただし、下記第2については、平成31年4月30日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のよう
に改正する。

別紙2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第3 とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）の
一部を次のように改正する。

別紙3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第4 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関106号）の一部を次のように改正
する。

別紙4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第5 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

1. 税関様式C第2130号を別紙5-1のように、税関様式C第5500号を別紙5-2のように改める。
2. 税関様式T第1080号を別紙5-3のように改める。

（II 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙5-4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第7 製造歩留事務提要の制定について（昭和45年6月1日蔵関第1282号）の一部を次のように改める。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第8 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改める。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第9 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成20年6月13日財関第678号）の一部を次のように改める。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第10 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改める。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第11 原産地規則解釈例規の制定について（平成26年6月13日財関第598号）の一部を次のように改める。

別紙11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる

ように改める。